

# 熊本県独自の緊急事態宣言を延長します

期間:2月8日(月)~2月21日(日)

区域:県内全域

感染の確かな減少傾向及び病床使用率の確実な減少の見通しを確認するために、「医療を守る行動強化期間」として、緊急事態宣言を延長します。

## 1 県民の外出自粛要請

生活や健康の維持のため必要なものを除いて、不要不急の外出・移動の自粛を要請します。特に午後10時以降は徹底してください。

また、熊本市中心部の営業時間短縮を要請する区域については、午後10時以降の外出自粛は最も徹底してください。

## 2 飲食店の営業時間短縮要請

熊本市中心部の午後10時以降も酒類を提供する飲食店等の営業時間を短縮（午後10時までに閉店すること）してください。

## 3 イベントの開催制限

イベントの上限人数を5,000人以内かつ収容人数の50%以内とすることを要請します。開催時間の午後10時までの短縮や、イベント前後の会食自粛、酒類の提供を午前11時から午後7時までとすることを働きかけます。

※既に予約等が完了しているものは、感染防止対策を十分徹底したうえで実施して下さい

## 4 テレワーク・時差出勤の推進

県独自の緊急事態宣言延長による要請のほか、  
次の要請も引き続き遵守をお願いいたします。

熊本県では、令和2年12月3日からを、新型コロナウイルス感染症の集中対策期間と位置づけ、対策の強化を図って参りました。  
感染者数は減少傾向にありますが、病床使用率については予断を許さない状況が続いていることから、緊急事態宣言（集中対策期間）を延長することとしました。

# 1 基本的な3つの対策を徹底して下さい。

- ① 症状がなくとも、マスク着用
- ② こまめな手洗い・手指消毒
- ③ 発熱時は仕事等を休み、すぐにかかりつけ医等に電話相談！

特に高齢者施設や医療施設の管理者は、従業員や出入り業者を含めた関係者の対策確認によりクラスター発生予防に努めて下さい。



# 2

## 不要不急の外出・移動は自粛を

### 【移動】

やむを得ず移動する場合、特に「三つの密」のある場及び感染が流行している県外(緊急事態宣言対象地域を含む)には、特に注意をお願いします。

県外から本県への移動は控えていただくよう、家族、友人、関係者に呼び掛けて下さい。

感染流行地域



### 【外出】

不要不急の外出・移動は自粛し、特に午後10時以降は徹底して下さい。

高齢者等とその同居家族の方は、特に不要不急の外出を避け、人との接触を控えて下さい。

発熱等の症状がある場合は外出しないで下さい。  
すぐにかかりつけ医等に電話し、受診をお願いします。  
(特に高齢者の方は徹底を)。



くっつかないモン  
#KeepDistance



発熱者専用ダイヤル  
0570-096-567

# 3

## 会食はリスク大！特に注意をお願いします。

### 感染防止対策取組施設

熊本県感染防止対策チェックリスト  
及び業種別ガイドラインに沿って、  
新型コロナウイルス感染症防止対策  
を徹底しています。



5人以上の会食(宅飲みを含む)を自粛して下さい。  
(会食は、子ども、介助者等を除き4人以下の単位として下さい。ただし同居家族のみの場合はこの限りではありません)

また、普段顔を合わせていない方との会食は、極力控えて下さい。



ステッカーを掲示していないなど、感染防止対策が講じられていないホストクラブやキャバクラ等の接待を伴う飲食店は、利用しないで下さい。

「会食時の感染リスクを下げる4つのステップ」を実践し、安全な会食の工夫をして下さい。



手を洗うモン  
#WashHands

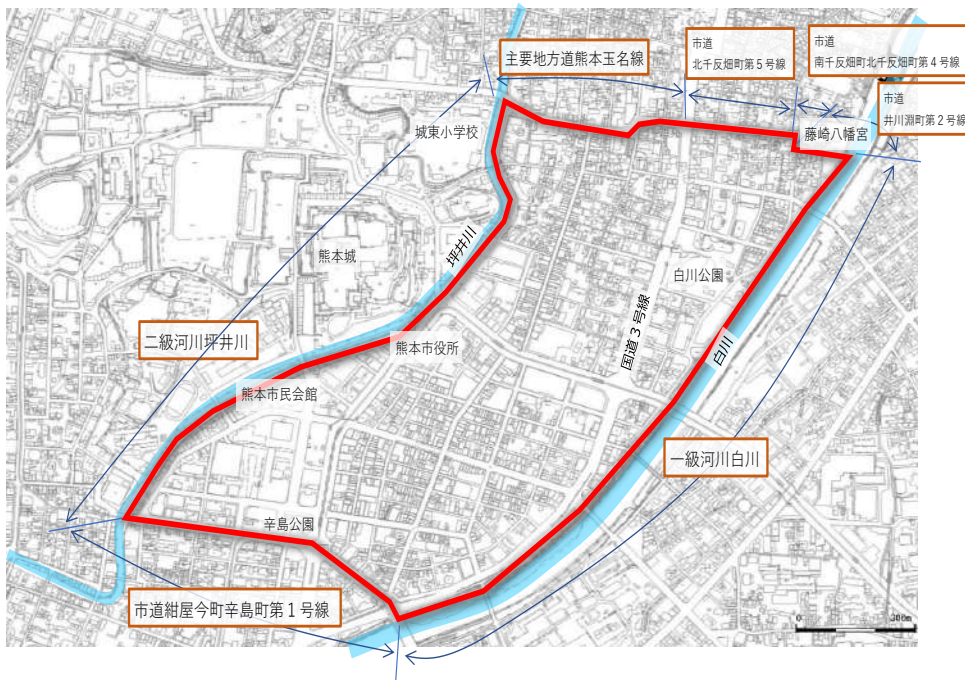
STOP  
COVID-19  
感染拡大防止  
実践店



# 4

## 飲食店事業者の皆様への要請

熊本市中心部の午後10時以降も酒類を提供する飲食店及び接待を伴う飲食店は、営業時間を短縮(午後10時から翌日午前5時までの間は営業しない)してください。



### ■対象区域

安政町、下通1丁目、下通2丁目、花畑町、桜町、手取本町、上通町、上林町、城東町、新市街、水道町、草葉町、中央街、南坪井町、南千反畑町、辛島町1番～7番、井川淵町1番～2番

チェックリスト



緊急PCR検査



換気をするモン  
#OpenWindow

改めて、県のチェックリスト等を用いた感染防止対策の徹底をお願いします。

熊本市中心市街地飲食店緊急PCR検査を受けてください。